【重要】　公益財団法人日本スポーツ協会公認資格更新について

公益財団法人日本スポーツ協会公認資格(スタートコーチ以上)を保有している方は、別紙のとおり更新の要件が改定になっていますのでご注意ください。

詳細については「公益財団法人日本スポーツ協会」のホームページに掲載されておりますのでご一読ください。

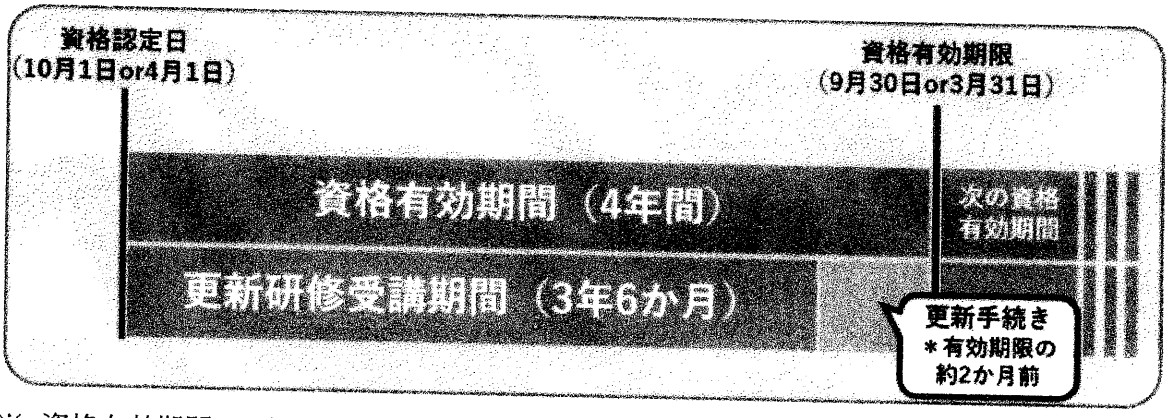
1. 改定内容(単位制の導入)

下表のとおり、公認スポーツ指導者資格の更新要件を改定します。
改定後は、資格有効期限の 6 カ月前まで(更新研修受講期間)に、①当協会が指定する研修を 1 回(180 分)以上、および②当協会あるいは当該中央競技団体等の定める研修を 1 回(180 分)以上の受講、の計 2 回以上の学修が必要となります。

現行	改定
資格を更新するためには、資格認定日(更新日)から資格有効期限の 6 カ月前までに、 日本スポーツ協会あるいは当該中央競技団体等の定める研修会を 1 回以上受講することが必要。	資格を更新するためには、資格認定日(更新日)から資格有効期限の 6 カ月前までに、次の①及び②の研修会をそれぞれ 1 単位以上学修することが必要。 ① 日本スポーツ協会が指定する研修 ※1 ② 日本スポーツ協会あるいは当該中央競技団体等の定める研修 ※2

※1 スポーツにおけるインテグリティ等(A 分類)、適切な指導方法等(B 分類)をはじめモデル・コア・カリキュラムにおける「人間力」の涵養に資する内容で、180 分以上の学修で 1 単位
※2 「スポーツに関する知識・技能」の研鑽となる内容(C 分類)で、180 分以上の学修で 1 単位

参考:資格有効期間と更新研修受講期間



※ 資格有効期間と更新研修受講期間は従来と変更ありません。

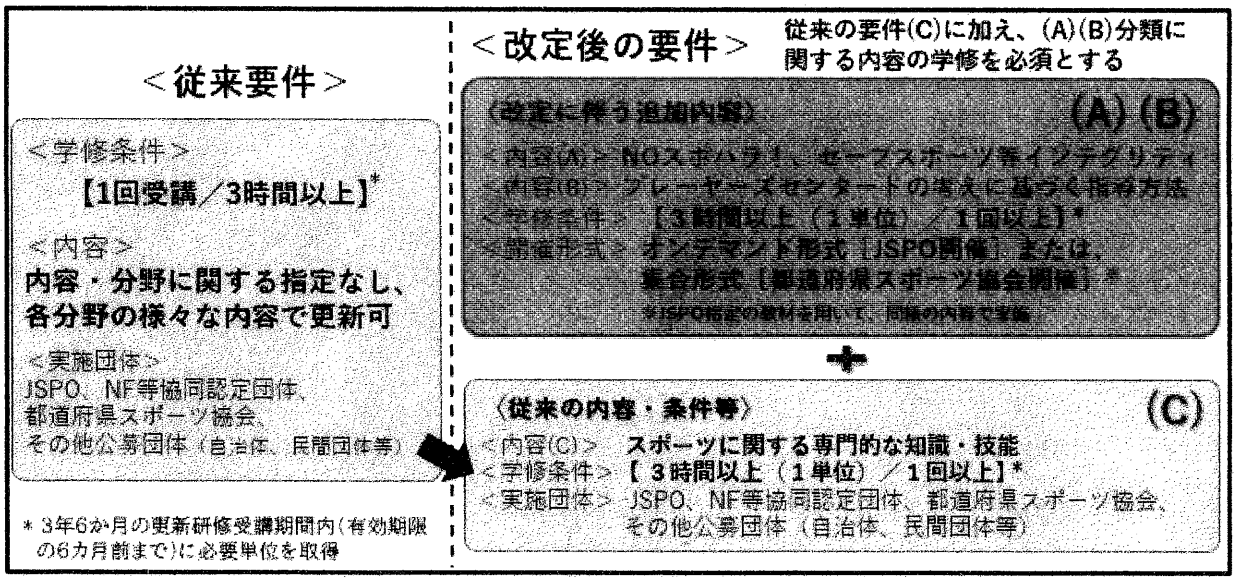
2. 学修内容(更新研修)の分類

下表のとおり、モデル・コア・カリキュラムに基づき、更新研修における学修内容を 3 分類に分け、各内容の研修を受講します。

資格の更新にあたっては、更新研修受講期間(3年6カ月)のうちに下表分類に基づき、「人間力(A)及び(B)」並びに「スポーツに関する知識・技能(C)」から各1単位の学修が必要となります。

	研修分類	実施主体及び開催形態	必須単位
人間力	(A) NO スポハラ! セーフスポーツをはじめとする インテグリティ関連	【当協会が指定する研修】 ■オンデマンド形式 (JSPO オンデマンドシステム) または ■集合形式 (都道府県スポーツ協会開催)	1 単位 (180 分) 以上
	(B) プレーヤーズセンタードの考え に基づく適切な指導方法		
知識・技能	(C) スポーツに関する知識・技能	【当協会あるいは当該中央競技団体等の定める研修】 ■医・科学的な根拠を有する内容等、当協会の定める一定の基準を満たす研修	1 単位 (180 分) 以上
指定研修がある場合		(A)(B)分類の受講は必須とし、指定する研修内容は、各資格により別途定める。	

参考:更新要件の新旧比較(イメージ)

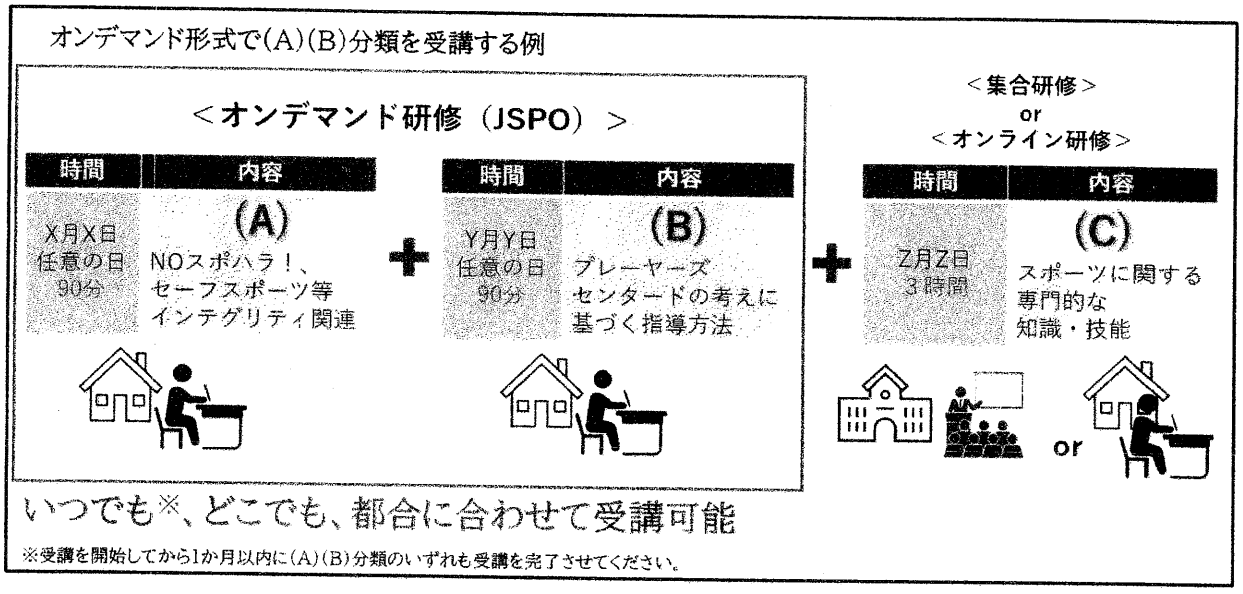


参考：更新研修の受講例（イメージ）

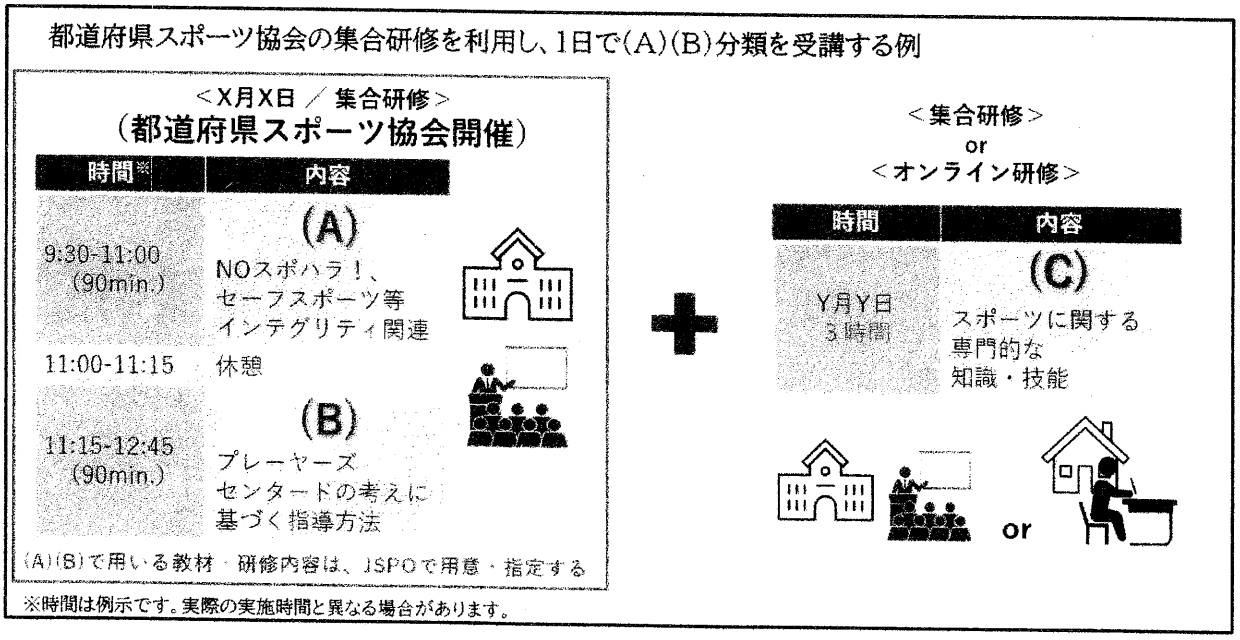
更新研修の学修にあたっては、下図のような受講方法で必要な単位を取得できます。
※下図はイメージです。実際の受講方法と異なる場合があります。

どのような受講形式であっても、（A）（B）分類で1単位、（C）分類で1単位の取得が必要です。
（A 分類をオンデマンド研修で受講、B 分類を集合研修で受講といったように、A・B 分類を切り離して受講することはできません。1つの研修会単位での受講となります。）

■受講例①



■受講例②



3. 新たな更新要件の適用時期

新たな更新要件(単位制)については、下表のとおり、令和9(2027)年4月1日以降の登録者から順次適用してまいります。
なお、新たな更新要件が適用されるまでは、従来の要件で更新することができます。

現在の有効期限	更新要件	更新後の有効期限
2027年3月31日	2026年9月30日までに**従来の要件**を満たせば、2027年4月1日付で更新可 ／2027年4月1日以降は新たな要件（単位制）を適用	2031年3月31日
2027年9月30日	2027年3月31日までに**従来の要件**を満たせば、2027年10月1日付で更新可 ／2027年10月1日以降は新たな要件（単位制）を適用	2031年9月30日
2028年3月31日	2027年9月30日までに**従来の要件**を満たせば、2028年4月1日付で更新可 ／2028年4月1日以降は新たな要件（単位制）を適用	2032年3月31日
2028年9月30日	2028年3月31日までに**従来の要件**を満たせば、2028年10月1日付で更新可 ／2028年10月1日以降は新たな要件（単位制）を適用	2032年9月30日
2029年3月31日	2028年9月30日までに**従来の要件**を満たせば、2029年4月1日付で更新可 ／2029年4月1日以降は新たな要件（単位制）を適用	2033年3月31日
2029年9月30日	2029年3月31日までに**従来の要件**を満たせば、2029年10月1日付で更新可 ／2029年10月1日以降は新たな要件（単位制）を適用	2033年9月30日
2030年3月31日	2029年9月30日までに**従来の要件**を満たせば、2030年4月1日付で更新可 ／2030年4月1日以降は新たな要件（単位制）を適用	2034年3月31日
2030年9月30日	2030年3月31日までに**従来の要件**を満たせば、2030年10月1日付で更新可 ／2030年10月1日以降は新たな要件（単位制）を適用	2034年9月30日

例えば、有効期限が2027年3月31日の登録者の方は、2026年9月30日までに従来の更新要件を満たし、所定の手続き(登録料の支払いを含む)を行うことで、2027年4月1日付の更新登録が完了し、新たな有効期間(4年間)となります。
また、さらに次回(2031年4月1日付)の更新にあたっては、更新研修受講期間内(有効期限6か月前の2030年9月30日まで)に新たな要件(単位制:2単位以上の学修※)を満たすことで、更新登録の手続きが行えます。※A・B分類の他、指定研修の受講が必要となる一部資格は別途定めによる。

参考:更新要件の新旧比較(イメージ)

